9　令第二十九条の三第十四項に規定する財務省令で定める事項は、同項の経営承継相続人等に係る認定承継会社の次に掲げる事項とする。

一　令第二十九条の三第十四項の基準日（法第三十八条の三第三項第三号に規定する基準日をいう。次項において同じ。）の直前の経営報告基準日（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第七号に規定する経営報告基準日をいう。次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間における売上金額

二　特定事業年度における売上金額

三　第一号の期間内に同号の売上金額が前号の売上金額以上となった場合には、その旨

四　令第二十九条の三第十四項の基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する同条第十二項に規定する雇用判定基準日における常時使用従業員の数

五　その他参考となるべき事項

10　法第三十八条の三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける経営承継相続人等が令第二十九条の三第十四項の規定により納税地の所轄税務署長に提出する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該経営承継相続人等に係る認定承継会社の基準日の直前の経営報告基準日から当該基準日までの間に終了する各事業年度の損益計算書その他の書類で当該認定承継会社の当該各事業年度の売上金額を明らかにするもの

二　経営承継相続人等に係る認定承継会社の従業員数証明書その他の書類で令第二十九条の三第十四項の基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に到来する同条第十二項に規定する雇用判定基準日の直前の基準日における当該認定承継会社の常時使用従業員の数を明らかにするもの

三　基準日が経営承継期間の末日の翌日から一年を経過する日までに存する場合にあっては、特例円滑化省令第三条第二項の報告書の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

11　令第二十九条の三第十九項に規定する財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める割合は当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　吸収合併（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社（以下この条において「認定相続承継会社」という。）が消滅する場合に限る。）　イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合

イ　相続特定事業年度（令第二十九条の三第十九項に規定する相続特定事業年度をいう。以下この項及び第十三項第二号において同じ。）における当該認定相続承継会社の売上金額に当該吸収合併がその効力を生ずる直前の事業年度における当該吸収合併により存続する会社及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額

ロ　売上判定事業年度（令第二十九条の三第十九項に規定する売上判定事業年度をいう。以下この項において同じ。）における認定相続承継会社の売上金額（平成二十三年三月十一日又は警戒区域設定指示等が行われた日以後に当該吸収合併があった場合には、売上判定事業年度における、当該吸収合併により消滅する認定相続承継会社の売上金額に当該吸収合併により存続する会社及び当該吸収合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額）

二　新設合併　イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合

イ　相続特定事業年度における認定相続承継会社の売上金額に当該新設合併がその効力を生ずる直前の事業年度における当該新設合併により消滅する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額

ロ　売上判定事業年度における認定相続承継会社の売上金額（平成二十三年三月十一日又は警戒区域設定指示等が行われた日以後に当該新設合併があった場合には、売上判定事業年度における、当該新設合併により消滅する認定相続承継会社の売上金額に当該新設合併により存続する会社（当該認定相続承継会社を除く。）の売上金額を加算した金額）

三　株式交換等（認定相続承継会社が株式交換完全子会社等となる場合に限る。）　イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合

イ　相続特定事業年度における当該認定相続承継会社の売上金額に当該株式交換等がその効力を生ずる直前の事業年度における当該株式交換等に係る交換等承継会社（当該認定相続承継会社が当該株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となる場合における当該他の会社をいう。ロにおいて同じ。）の売上金額を加算した金額

ロ　売上判定事業年度における認定相続承継会社の売上金額（平成二十三年三月十一日又は警戒区域設定指示等が行われた日以後に当該株式交換等があった場合には、売上判定事業年度における、当該株式交換等により株式交換完全子会社等となる認定相続承継会社の売上金額に当該株式交換等に係る交換等承継会社の売上金額を加算した金額）

12　法第三十八条の三第六項の規定により提出する届出書には、同条第五項の規定の適用を受けたい旨及び第一号に掲げる事項を記載し、かつ、第二号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者（以下この条において「経営相続承継受贈者」という。）の氏名及び住所、同法第七十条の七の四第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る贈与により特例相続非上場株式等（以下この項において「特例相続非上場株式等」という。）の取得をした年月日、当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の名称及び本店の所在地並びに次に掲げる経営相続承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　法第三十八条の三第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者　平成二十三年三月十日における当該認定相続承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額、当該認定相続承継会社の令第二十九条の三第十五項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額並びに当該総額に対する当該合計額の割合

ロ　法第三十八条の三第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者　当該認定相続承継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員の総数、当該認定相続承継会社の令第二十九条の三第十六項第一号及び第二号に掲げる常時使用従業員の数の合計数並びに当該総数に対する当該合計数の割合

ハ　法第三十八条の三第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする経営相続承継受贈者　当該認定相続承継会社の令第二十九条の三第十八項第一号及び第二号に掲げる金額並びに同項第一号に掲げる金額に対する同項第二号に掲げる金額の割合

二　次に掲げる経営相続承継受贈者の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　前号イに掲げる経営相続承継受贈者　次に掲げる書類

(1)　特例円滑化省令第二条第三項の確認書（同条第一項第一号に係るものに限る。）の写し及び同条第二項の申請書（同号に係るものに限る。）の写し（同項の規定に基づき経済産業大臣に提出されたものに限る。）

(2)　前号イの認定相続承継会社の貸借対照表その他の書類で平成二十三年三月十日における当該認定相続承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額並びに当該認定相続承継会社の令第二十九条の三第十五項第一号及び第二号に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を明らかにするもの

(3)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で前号イの認定相続承継会社の令第二十九条の三第十五項第一号に掲げる資産（特定資産を除く。）が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの